

令和3年度 保険者機能強化推進交付・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価結果

I PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

指 標		評価	配点	得点	
①	地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。 【ア～エのいずれかを選択】	ア 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPIによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている	○	20点	20点
		イ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HPIによる周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている	/	15点	
		ウ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している	/	10点	
		エ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している	/	5点	
②	認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)し、計画値と実績値との乖離状況とその要因を考察しているか。 【ア、イのいずれかを選択】	ア 定期的にモニタリング・考察を行うとともに、その結果を運営協議会等で公表している	○	10点	10点
		イ 定期的にモニタリング・考察を行っている	/	5点	
③	8期計画作成に向けた各種調査を実施しているか。 【複数選択可】	ア 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施している	○	5点	15点
		イ 在宅介護実態調査を実施している	○	5点	
		ウ ア、イ以外の介護保険法第117条第5項に規定する被保険者の心身の状況、置かれている環境その他の事情等を把握するための調査を実施している	○	5点	
④	自立支援、重度化防止等に資する施策についての目標及び目標を実現するための重点施策について、実績を把握して進捗管理の上、目標が未達成であった場合の具体的な改善策や目標の見直し等の取組を実施しているか。	○	40点	40点(支援)	
⑤	当該地域の介護保険事業の特徴を他の地域と比較して分析の上、介護給付の適正化の方策を策定し、実施しているか。 【ア又はイのいずれかを選択】	ア 方策を策定していない。	/	-5点	40点
		イ 方策を策定し実施している。	○	40点	
⑥	管内の住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等について、都道府県から提供を受けた情報等を活用して市町村介護保険事業計画の策定等に必要な分析を実施しているか。	○	10点	10点	
⑦	市町村介護保険事業計画において、要介護者等に対するリハビリテーション提供体制に関する取組や目標を設定しているか。 【複数選択可】	ア 取組と目標を設定している	×	10点	0点(支援)
		イ 取組と目標を設定する際にリハビリテーション指標を活用した分析等を行っている	×	10点	
推進交付金			155点	135点	
支援交付金			60点	40点	

指 標		評価	配点	得点	
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進					
(1) 介護支援専門員・介護サービス事業所等					
①	保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組を行っているか。 【複数選択可】	ア 地域密着型サービスの指定基準を定める条例に保険者独自の内容を盛り込んでいる	×	4点	11点
		イ 地域密着型サービスの公募指定を活用している	○	4点	
		ウ 参入を検討する事業者への説明や働きかけを実施している(説明会の開催、個別の働きかけ等)	○	4点	
		エ 市町村協議制の活用等、必要な地域密着型サービスを確保するための上記以外の取組を行っている	○	3点	
	②	保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。 【ア又はイのいずれかを選択】	ア 保険者のケアマネジメントに関する基本方針を事業者連絡会議、研修又は集団指導等において周知している イ 保険者のケアマネジメントに関する基本方針をその他の方法で介護支援専門員に対して伝えている	○	20点
③	地域支援事業における介護相談員派遣等事業を実施しているか	○	15点	15点	
④	管内の介護事業所に対し、事故報告に関する支援を行っているか。 【複数選択可】	ア サービス提供により事故が発生した場合に、速やかに事故報告を受けるための報告方法等を策定し、全介護事業所に周知しているか。	×	5点	0点
		イ 定期的に管内の介護事業所に対し、事故報告に関する好事例の紹介や事故の分析等の周知等を行うなど事故報告に関するフィードバックを行っているか。	×	15点	
	⑤	危機管理部局及び関係機関と連携し、管内の介護事業所と定期的に災害に関する必要な訓練を行っているか。	×	10点	0点
(2) 地域包括支援センター・地域ケア会議					
①	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、地域包括支援センターに周知しているか。	○	30点	30点	
②	地域包括支援センターの体制充実(※)による適切な包括的支援事業を実施しているか。 ※ 地域包括支援センターの3職種(準ずる者を含む)一人当たり高齢者数(圏域内の第1号被保険者数/センター人員)の状況により評価 【ア又はイのいずれかを選択】 ※ 小規模の担当圏域における地域包括支援センターについては配置基準が異なるため以下の指標を満たした場合アを選択することとする。 担当圏域における第1号被保険者の数が概ね 2,000人以上3,000人未満:1,250人以下 第1号被保険者の数が概ね 1,000人以上2,000人未満:750人以下 第1号被保険者の数が概ね 1,000人未満:500人以下	ア 1,250人以下	×	30点	0点 (支援)
		イ 1,500人以下	/	15点	
③	地域包括支援センターの体制充実(※)による適切な包括的支援事業・介護予防ケアマネジメントの実施をしているか。 ※ 地域包括支援センターの3職種(準ずる者を含む)の配置を満たしていることに加え、その他専門職や事務職の配置状況 【ア又はイのいずれかを選択】	ア 全ての地域包括支援センターに配置	○	20点	20点 (支援)
		イ 半数以上の地域包括支援センターに配置	/	10点	
④	個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催に当たり、会議の目的に照らして対象事例や参加者を選定し、対象事例の抱える課題や会議における論点を整理するなどの事前準備を行っているか。 【ア、イ又はウ(アは非該当)のいずれかを選択】	ア 事例提供者との事前打ち合わせ	○	15点	15点 (支援)
		イ 事例の課題や会議で検討すべき論点の整理	/	10点	
		ウ 課題解決に向けた議論に必要な参加者の選定や調整	/		

指 標		評価	配点	得点	
⑤	個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催件数割合はどの程度か。 (地域ケア個別会議の開催件数/受給者数) 【ア～エいずれかに該当すれば得点】 ※厚生労働省において算出	ア 全保険者の上位1割	×	20点	0点 (支援)
		イ 全保険者の上位3割	×	15点	
		ウ 全保険者の上位5割	×	10点	
		ア 全保険者の上位8割	×	5点	
⑥	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。 (個別事例の検討件数/受給者数) 【ア～エいずれかに該当すれば得点】 ※厚生労働省において算出	ア 全保険者の上位1割	×	20点	0点 (支援)
		イ 全保険者の上位3割	×	15点	
		ウ 全保険者の上位5割	×	10点	
		ア 全保険者の上位8割	×	5点	
⑦	地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。 【複数選択可】	ア 地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している	×	25点	15点
		イ 市町村が地域ケア会議から提言された内容に対応している	○	15点	
⑧	地域包括支援センターが夜間・早朝又は平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。 【複数選択可】	ア 夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置・周知	○	5点	10点
		イ 平日以外の窓口(連絡先)の設置・周知	○	5点	
⑨	地域包括支援センターが、社会保険労務士や都道府県労働局、公共職業安定所、民間企業等と連携(相談会や研修会への協力等)するなど介護離職防止に向けた取組を実施しているか。	×	10点	0点 (支援)	

(3) 在宅医療・介護連携

①	地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や郡市区等医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。 【ア又はイのいずれかを選択】	ア 市町村が所持するデータに加え、都道府県等や郡市区等医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している	○	15点	15点
		イ 市町村が所持するデータを活用して課題を検討し、対応策を具体化している		0点	
②	住民のニーズや事業継続を含めた医療・介護関係者の課題を把握し、医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、地域の実情に応じた目指すべき姿を設定し、必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、(3)①での検討内容を考慮して、必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか(PDCAサイクルに沿った取組を想定)。 【ア～ウのいずれかを選択】	ア 実施状況の検証を行ったうえで取組の改善を行っている		15点	10点
		イ 実施状況の検証を行っている	○	10点	
		ウ 地域の目指すべき姿を設定している		5点	
③	医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。	○	15点	15点	
④	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区等医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。	○	15点	15点	
⑤	医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催又は開催支援しているか。	○	10点	10点 (支援)	

指 標		評価	配点	得点	
⑥	<p>庁内や郡市区等医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立案し、実行しているか。</p> <p>【複数選択可】</p>	ア 行政内の他部門（医療や健康づくり部門等）と一体的に企画・立案し、実施している施策がある	○	5 点	10 点
		イ 事業立案時から郡市区等医師会等関係団体と連携し、実施している施策がある	○	5 点	
		ウ 事業立案時から都道府県（保健所）と連携し実施している施策がある	×	5 点	

(4) 認知症総合支援

①	<p>市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の（二）に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。</p> <p>【ア～ウのいずれかを選択】</p>	ア 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価にあたり、認知症当事者（認知症の人やその家族）の意見を聞いている	△	30 点	20 点
		イ 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価にあたり、第三者の意見を聞いている	○	20 点	
		ウ 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価を行っている（第三者の意見は聞いていない）	△	10 点	
②	<p>認知症の理解促進に関する住民への普及啓発活動を認知症当事者の声を踏まえながら実施しているか。</p> <p>【複数選択可】</p>	ア 認知症当事者が普及啓発活動の企画運営に参加している	×	10 点	0 点
		イ 認知症当事者からの発信の機会を普及啓発活動に設けている	×	10 点	
③	<p>認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。</p>		○	15 点	15 点（支援）
④	<p>郡市区等医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げるための体制を構築しているか。</p> <p>【複数選択可】</p>	ア 認知症に対応できるかかりつけ医や認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の認知症の医療に関する相談窓口の周知を行っている	○	10 点	30 点（支援）
		イ もの忘れ相談会などの実施によりスクリーニングを行っている	○	10 点	
		ウ 認知症ケアパスを作成し、関係者間で連携ルールを策定し、活用している。	○	10 点	
⑤	<p>地域における認知症高齢者支援に係る以下の取組を行っているか。</p> <p>ア～ウ【複数選択可】</p> <p>【イを選択した場合は、a又はbのいずれかを選択】</p> <p>【ウを選択した場合は、a又はbのいずれかを選択】</p>	ア 認知症カフェの設置、運営の推進	○	10 点	20 点
		イ 認知症の人の見守りネットワークなどの体制の構築			
		a 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかわる企画・立案・調整を行っている	○	10 点	
		b 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企画・立案・調整を行っていない	△	5 点	
		ウ 本人ミーティング、家族介護者教室の開催やピアサポーターによる活動の支援			
		a 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企画・立案・調整を行っている	×	20 点	
b 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企画・立案・調整を行っていない	×	15 点			

指 標		評価	配点	得点
⑥	認知症サポーターを活用した地域支援体制の構築が行えているか。			20点
	ア又はイのいずれかを選択 【アを選択した場合は、a又はbのいずれかを選択】			
	ア 認知症サポーター養成講座の受講者のうち希望者を具体的な活動に繋げる仕組みの構築			
	a 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企画・立案・調整を行っている。	○	20点	
	b 認知症地域支援推進員が事業の開始又は実施にかかる企画・立案・調整を行っていない。		15点	
	イ ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ等)の構築		40点	

(5) 介護予防/日常生活支援

①	関係機関との意見交換や都道府県等による継続的な支援等を踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス(※)及びその他の生活支援サービスを推進するための課題を明らかにした上でそれに対応する方針を策定・公表するとともに、実現に向けた具体的な方策を設定・実施しているか。 【複数選択可】	ア 多様なサービス及びその他の生活支援サービスを推進するための課題を明らかにした上でそれに対応する方針を策定・公表している	○	20点	30点 (支援)
		イ 課題への対応方針の実現に向けた具体策を設定・実施している	○	10点	
②	サービスC(短期集中予防サービス)を実施し、かつ、サービス終了後に通いの場へつなぐ取組を実施しているか。		○	30点	30点 (支援)
③	通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か(【通いの場への参加率=通いの場の参加者実人数/高齢者人口】等) 【それぞれa~dに該当すれば加算】 ※厚生労働省において算出	ア 週一回以上の通いの場への参加率			16点 (支援)
		a 全保険者の上位1割		20点	
		b 全保険者の上位3割		15点	
		c 全保険者の上位5割		10点	
		d 全保険者の上位8割	○	5点	
		イ 週一回以上の通いの場への参加率の変化率			
		a 全保険者の上位1割		20点	
		b 全保険者の上位3割		15点	
		c 全保険者の上位5割		10点	
		d 全保険者の上位8割	○	5点	
		ウ 月一回以上の通いの場への参加率			
		a 全保険者の上位1割		10点	
		b 全保険者の上位3割		8点	
		c 全保険者の上位5割		5点	
d 全保険者の上位8割	○	3点			
エ 月一回以上の通いの場への参加率の変化率					
a 全保険者の上位1割		10点			
b 全保険者の上位3割		8点			
c 全保険者の上位5割		5点			
d 全保険者の上位8割	○	3点			
④	通いの場への参加促進のためのアウトリーチを実施しているか。		○	30点	30点 (支援)
⑤	行政内の他部門と連携しているか。 【複数選択可】	ア 行政内の他部門と連携して介護予防を進める体制を構築している	○	5点	10点 (支援)
		イ 他部門が行う通いの場等の取組・参加状況を把握している	○	5点	
⑥	介護予防と保健事業を一体的に実施しているか。 【複数選択可】	ア 通いの場における健康チェックや栄養指導・口腔ケア等を実施している	○	10点	20点 (支援)
		イ 通いの場での健康チェック等の結果を踏まえて医療機関等による早期介入(個別支援)につなげる仕組みを構築している	○	10点	
⑦	現役世代の生活習慣病対策と連携した取組を実施しているか。		○	20点	20点 (支援)

指 標		評価	配点	得点	
⑧	関係団体との連携による専門職の関与の仕組みが構築されているか。 【複数選択可】	ア 医師会等の関係団体と連携して介護予防を進める体制を構築している	○	20点	30点 (支援)
		イ 医療機関等が通いの場等への参加を促す仕組みを構築している	○	10点	
⑨	医師会等の関係団体との連携により、介護予防の場にはリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け実行しているか。(地域リハビリテーション活動支援事業等)	○	20点	20点 (支援)	
⑩	地域の多様な主体と連携しているか。 【複数選択可】	ア 地域の多様な主体と連携して介護予防を進める体制を構築している	○	10点	20点 (支援)
		イ 多様な主体が行う通いの場等の取組・参加状況を把握している	○	10点	
⑪	社会福祉法人・医療法人・NPO・民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているか。 【複数選択可】 ※エは分布を踏まえ、厚生労働省において設定	ア 多様な主体の提供する予防プログラムを通いの場等で提供している	○	10点	25点 (支援)
		イ 参加前後の心身・認知機能等のデータを管理・分析している	○	10点	
		ウ 参加者の心身改善等の成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施している	×	5点	
		エ 参加者の〇%以上が心身・認知機能等を改善している	○	5点	
⑫	介護予防におけるデータ活用により、介護予防の取組に係る課題の把握を行っているか。 【複数選択可】	ア 介護予防のケアプランや要介護認定の調査表等を確認して課題の把握を行っている	×	8点	0点 (支援)
		イ KDBや見える化システム等の利用を含め既存のデータベースやシステムを活用して課題の把握を行っている	×	7点	
⑬	経年的な分析が可能となるよう、通いの場の参加者の健康状態等をデータベース化しているか。	×	20点	0点 (支援)	
⑭	通いの場の参加者の健康状態等の把握・分析により、通いの場の効果分析を実施しているか。	○	15点	15点 (支援)	
⑮	自立支援・重度化防止に取り組む介護サービス事業所に対する評価を実施しているか。	×	20点	0点 (支援)	
⑯	高齢者の社会参加を促すため個人へのインセンティブを付与しているか。 【複数選択可】 ※イ、エは分布を踏まえ、厚生労働省において設定	ア 参加ポイント事業を実施しているか	×	10点	0点 (支援)
		イ 高齢者のポイント事業参加率が当該地域の高齢者全体の〇割を超えているか	×	10点	
		ウ ポイント事業参加者の健康状態等のデータベース化を実施しているか	×	10点	
		エ ポイント事業参加者の〇%以上が心身・認知機能等を維持改善している	×	10点	
⑰	2020年度予算において、介護予防・健康づくり関係の新規事業を導入している。 【ア、イのいずれかに該当したら得点】 ※厚生労働省において算出	ア 被保険者一人当たり新規事業費が上位5割以上	×	40点	0点 (支援)
		イ 新規事業を実施(ア以外)	×	20点	

指 標		評価	配点	得点	
(6)生活支援体制の整備					
①	生活支援コーディネーターを専従で配置しているか。 ※厚生労働省において算出	×	20点	0点 (支援)	
②	生活支援コーディネーターに対して市町村としての支援を行っているか。 【複数選択可】	ア 生活支援コーディネーターからの相談を受け付けるとともに、活用可能な制度等の情報提供を行っている。	○	5点	20点 (支援)
		イ 地域の関係者への説明(同行等の支援を含む)	○	5点	
		ウ 活動方針・内容について、生活支援コーディネーターと協議の上で策定し、共有している。	○	5点	
		エ 生活支援コーディネーターの活動の進捗を定期的に確認し、必要な支援策を講じている	○	5点	
③	生活支援コーディネーターが地域ケア会議へ参加しているか。 【ア又はイのいずれかを選択】	ア 全ての生活支援コーディネーターが1回以上参加している	○	15点	15点 (支援)
		イ 半数以上の生活支援コーディネーターが1回以上参加している	/	10点	
④	高齢者の住まいの確保・生活支援、移動に関する支援を実施しているか。 【複数選択可】	ア 生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援を市町村として実施している	○	10点	10点
		イ 市町村において居住支援協議会を設置している。	×	5点	
		ウ 介護予防・生活支援サービス事業による移動支援を実施している。	×	8点	
		エ 介護保険担当職員や生活支援コーディネーターが公共交通に関する協議の場に参加し、把握している高齢者の移動ニーズを共有している。	×	7点	

(7)要介護状態の維持・改善の状況等

①	軽度【要介護1・2】 (要介護認定等基準時間の変化) 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。 【アとイを比較し、上位になった方で得点】 ※厚生労働省において算出	ア 変化率の状況			15点 (支援)
		a 全保険者の上位1割	/	20点	
		b 全保険者の上位3割	/	15点	
		c 全保険者の上位5割	/	10点	
		d 全保険者の上位8割	/	5点	
		イ 変化率の差			
		a 全保険者の上位1割	/	20点	
		b 全保険者の上位3割	○	15点	
		c 全保険者の上位5割	/	10点	
		d 全保険者の上位8割	/	5点	
②	軽度【要介護1・2】 (平均要介護度の変化) 一定期間における要介護認定者の平均要介護度の変化率の状況はどのようになっているか。 【アとイを比較し、上位になった方で得点】 ※厚生労働省において算出	ア 変化率の状況			15点 (支援)
		a 全保険者の上位1割	/	20点	
		b 全保険者の上位3割	/	15点	
		c 全保険者の上位5割	/	10点	
		d 全保険者の上位8割	/	5点	
		イ 変化率の差			
		a 全保険者の上位1割	/	20点	
		b 全保険者の上位3割	○	15点	
		c 全保険者の上位5割	/	10点	
		d 全保険者の上位8割	/	5点	
③	中重度【要介護3～5】 (要介護認定等基準時間の変化) 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。 【アとイを比較し、上位になった方で得点】 ※厚生労働省において算出	ア 変化率の状況			10点 (支援)
		a 全保険者の上位1割	/	20点	
		b 全保険者の上位3割	/	15点	
		c 全保険者の上位5割	○	10点	
		d 全保険者の上位8割	/	5点	
		イ 変化率の差			
		a 全保険者の上位1割	/	20点	
		b 全保険者の上位3割	/	15点	
		c 全保険者の上位5割	/	10点	
		d 全保険者の上位8割	/	5点	

指 標		評価	配点	得点		
④	中重度【要介護3～5】 (平均要介護度の変化) 一定期間における要介護認定者の平均要介護度 の変化率の状況はどのようになっているか。 【アとイを比較し、上位になった方で得点】 ※厚生労働省において算出	ア 変化率の状況				
		a 全保険者の上位1割	△	20点		
		b 全保険者の上位3割	△	15点		
		c 全保険者の上位5割	○	10点		
		d 全保険者の上位8割	△	5点		
		イ 変化率の差				
		a 全保険者の上位1割	△	20点		
		b 全保険者の上位3割	△	15点		
		c 全保険者の上位5割	△	10点		
		d 全保険者の上位8割	△	5点		
		⑤	健康寿命延伸の実現状況 要介護2以上の認定率、認定率の変化率の状況は どのようになっているか。 【アとイを比較し、上位になった方で得点】 ※厚生労働省において算出	ア 認定率		
				a 全保険者の上位1割	△	40点
				b 全保険者の上位3割	△	30点
				c 全保険者の上位5割	○	20点
d 全保険者の上位8割	△			10点		
イ 認定率の変化率						
a 全保険者の上位1割	△			40点		
b 全保険者の上位3割	△			30点		
c 全保険者の上位5割	△			20点		
d 全保険者の上位8割	△			10点		
推進交付金					1,190点	697点
支援交付金					775点	441点

Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

(1) 介護給付の適正化等

①	介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、いく つ実施しているか。 【ア～ウのいずれかを選択】	ア 5事業	○	20点	20点
		イ 4事業	△	15点	
		ウ 3事業	△	10点	
②	ケアプラン点検をどの程度実施しているか。 【ア～エのいずれかに該当すれば得点】 ※厚生労働省において算出	ア 上位1割	×	20点	10点
		イ 上位3割	×	15点	
		ウ 上位5割	○	10点	
		エ 上位8割	×	5点	
③	医療情報との突合結果をどの程度点検してい るか。(全保険者の上位を評価) 【ア～エのいずれかに該当すれば得点】 ※厚生労働省において算出	ア 上位1割	×	5点	2点
		イ 上位3割	×	4点	
		ウ 上位5割	×	3点	
		エ 上位8割	○	2点	
④	縦覧点検10帳票のうち、いくつの帳票の点検を実 施しているか。 【ア～ウのいずれかを選択】	ア 5帳票以上	○	15点	15点
		イ 4帳票	△	10点	
		ウ 3帳票	△	5点	
⑤	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職 が関与する仕組みを設けているか。 【複数選択可】	ア 地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行う	×	3つ該当 15点	0点
		イ 福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある	×	2つ該当 12点	
		ウ 貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある	×	1つ該当 10点	
⑥	住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビ リテーション専門職等が適切に関与する仕組みを 設けているか。 【複数選択可】	ア 被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある	×	2つ該当 15点	0点
		イ 住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある	×	1つ該当 10点	
⑦	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅において、家賃や介護保険外のサービス提供費用等の確認や、介護相談員等の外部の目による情報提供等に基づき、不適切な介護保険サービスの提供の可能性がある場合は、利用者のケアプランの確認等を行い、必要な指導や都道府県への情報提供を行っているか。	×	10点	0点	
⑧	介護ワンストップサービスの対象手続を「びったりサービス」上で検索できるように登録している、又は、各保険者の介護ワンストップサービスの対象手続を1以上、「びったりサービス」上でオンライン申請対応しているか。	×	10点	0点	

指 標		評価	配点	得点	
⑨	所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回(16.6%)以上の割合で実地指導を実施しているか。	ア 実地指導の実施率(実施数÷対象事業所数)が33.3%(3年に1回)以上	×	10点	5点
	【ア又はイのいずれかを選択】	イ 実地指導の実施率(実施数÷対象事業所数)が16.6%(6年に1回)以上	○	5点	

(2) 介護人材の確保

①	介護保険事業計画に、介護人材の確保・資質の向上、業務の効率化・質の向上に関する事項を位置付けているか。	×	20点	0点	
②	介護人材の確保に向け、介護サービス事業者・教育関係者等と連携して行う取組等の実施	×	20点	0点	
③	介護人材の定着に向けた取組の実施	×	20点	0点	
④	介護に関する入門的研修を実施しているか。	×	10点	0点 (支援)	
⑤	ボランティアポイントの取組を実施しているか。	×	10点	0点 (支援)	
⑥	介護施設と就労希望者とのマッチングに取り組んでいるか。	×	10点	0点 (支援)	
⑦	介護助手等の元気高齢者の就労活動の促進に取り組んでいるか。	×	10点	0点 (支援)	
⑧	高齢者の就労活動への参加者の伸び率が○ポイント以上向上 ※○ポイントは人口規模と全体の分布を踏まえ、厚生労働省において設定	○	10点	10点 (支援)	
⑨	文書量削減に係る取組を行っているか。 【複数選択可】	ア 押印及び原本証明の見直しによる簡素化	○	2点	2点
		イ 提出方法(持参・郵送等)の見直しによる簡素化	○	2点	2点
		ウ 人員配置に関する添付資料の簡素化	○	1点	1点
		エ 施設・設備・備品等の写真の簡素化	○	1点	1点
		オ 介護職員処遇加算/特定処遇改善加算の申請様式の簡素化	○	1点	1点
		カ 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化	○	1点	0点
		キ 実地指導に際し提出する文書の簡素化及びICT等の活用	○	3点	3点
		ク 指定申請関連文書の標準化	○	1点	0点
		ケ 実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化	○	2点	2点
		コ 申請様式のホームページにおけるダウンロード	○	1点	1点
		推進交付金	245点	75点	
		支援交付金	50点	10点	

評価結果集計	満点	習志野市
推進交付金	1,590点	907点
支援交付金	885点	491点
合計(推進交付金+支援交付金)	2,475点	1,398点